平成 28 年度事務事業評価表(一般事業・継続)

202

事務事業名 成年後見制度(高齢者)利用支援事業

基本目標		健康でいきいきと暮らせるまち
政 策	020203	高齢者が暮らしやすいまちづくり
施策		高齢者を地域で支える体制の整備
関連施策		

作成日	平成 28 年	9 月	30 日
部局名	福祉保健部	•	·
課名	長寿介護課	•	
課長名	山下 志朗	内線	89-100
担当者名	里村 竜哉	内線	89-204

事業類型	4 ソフト事業(任意)
個 別 計 画	大村市高齢者保健福祉計画
重点事業	

会計	介護保険事業特別会計						
款	3	地域支援事業					
項	3	包括的支援·任意事業費					
目	2	権利擁護事業費					
事業コード	020100	成年後見制度利用支援事業					

【PI AN(計画)】

【PLAN(計画)】									
対 象 (者) 誰(何)に対して事業を 行うか	成年後見制度に該当する身寄りのない判断能力が不十分な高齢者。								
意 図 対象をどのような状態 にしたいか	市内に居住する身寄りのない判断能力が不十分な高齢者における成年後見制度の利用者を支援し、対象者の 生活面における自立の援助、自己決定の尊重、権利擁護を図る。								
	民生委員、対象者の日常生活の援助者等からの相談、要請を受け、対象者の状況調査及び親族調査を実施し、必要と認められる場合に、成年後見、補佐または補助の開始等の審判の市長申立を行う。 市長申立にかかる成年後見、補佐または補助開始等の審判の申立に要する経費、印紙代、切手および診断書料などの助成、また生活保護受給者及びこれに準ずる者の成年後見人等の報酬の全部または一部を助成する。								
事業期間	平成 21 年度 ~ 平成 年度 実施方法 直営								
根拠法令、要綱等	大村市成年後見制度利用支援事業実施要項								
国・県補助事業に 係る本市単独施策	無								

【DO(実施)】

	八夫 旨標		等)	単位	25年度	26年度	27年度	28年度	備考
				件	3	2	2	2	
	1	申立件数	実績値	717	2	0	0		
活動指標			達成度	%	66.7%	0.0%	0.0%		
指			計画値						
標	2		実績値						
	0		達成度	%					
		申立率	計画値	%	50	100	50	50	
	1	中立平	実績値		50	0	0		
成果指標		申立件数/親族調査を実施した件数	達成度	%	100.0%	0.0%	0.0%		
指		報酬助成件数	計画値	件	4	5	5	7	_
標	2	TREPILEDIAN IT XX	実績値	Ť	1	5	7		
	1)		達成度	%	25.0%	100.0%	140.0%		

年 度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	全	体 計	画
①事業費(千円)	287	1,006	1,216	1,834	3,442	3,442	3,442			0
国庫支出金	112	397	474	715	1,342	1,342	1,342			
県 支 出 金	56	199	237	358	671	671	671			
地 方 債										
そ の 他	59	284	353							
一 般 財 源	60	126	152	761	1,429	1,429	1,429			
② 人 件 費(千円)	2,750	2,615	954	2,391	事業内容	事業内容	事業内容	1	備考	
職員人数(人)	0.34	0.33	0.13	0.31						
時間外勤務(時間)	24	42	0	50						
嘱 託 等 人 数(人)		0.02	0.02	0.02						
フルコスト(①+②千円)	3,037	3,621	2,170	4,225						

[※]財源内訳中の「その他」には、保険料·寄付金·基金·利用料等の収入を記入しています。

【CHECK(評価)】

事業の進捗状況

昨年度の評価から、どのような取組をしましたか(昨年度の【ACTION】 の改善・改革の進捗等)

平成27年度は市長申立に至っていないが、H27年度4月に開設された認知症総合相談窓口と10月から 設置された認知症初期集中支援チームにより、市長申立の利用すること以外に適切な社会資源との調 整がより可能となっている。また、報酬助成の事務についても適切に行うことができた。

事業が抱える問題・課題等

認知症高齢者や身寄りがいない高齢者の増加が今後考えられ、当制度の普及啓発など成年後見制度 の利用支援が必要とされる。

【必要性】 高い い高ゆゆ やや低い 低い 該当なし

判断能力が不十分なために権利侵害を受けている認知症高齢者にとって、権利を守るために重要な支援策である。

当 性

【市の関与】

高い

やや高い

やや低い

低い

該当なし

対象者は身寄りのない、又は身寄りはいるがその者から権利侵害を受けている、判断能力が不十分な高齢者に限られるが、権 利擁護の観点から、支援体制整備の事業として不可欠である。

【事業成果】

高い

やや高い

やや低い

低い

該当なし

被後見人の自己決定の尊重および権利擁護が図れるため、事業成果は高い。

効 性

【施策貢献度】

高い

やや高い

やや低い

低い 該当なし

成年後見制度を活用し、代理権や同意見・取消権が第三者に付与されることにより、利用者の生活の利便を向上させるととも に、消費者被害等の権利侵害の防止につながるため、効果は高い。

【コスト】

削減の余地なし

削減の余地あり

該当なし

最小限の予算で事業を実施しており、削減の余地はない。

効 率 性

【負担割合】

見直しの余地なし

見直しの余地あり

該当なし

家庭裁判所が、被後見人の視力に応じて本人の費用負担を決定しているため、見直しの余地はない。

※事業類型が1~3に該当する事業については妥当性及び有効性の評価は記入しておりません。

【ACTION(改善·改革】

| 今後の方向性 現状維持

内容

今後の方向性のもとで、どのような 取組をするか(課題や問題点等に 対する取組など)

成年後見の市長申立てについては、認知症や精神障害等の高齢者と密接に関わるため適宜専門性の ある関係機関と連携すると同時に、司法に携わる弁護士、司法書士とも連携し慎重に行う必要がある。 また、過去に成年後見制度の市長申立てを行った対象者については、適切な報酬助成を行う。

効果

る効果は何か

事業の改善・改革によって期待され 必要性の高い対象者が、適切に制度を利用することができる。

今後の方向性 担当者意見のとおり 2 終期設定 次 次 評 意 評 見 価 価

対象外 今後の方向性 終期設定 内

※1次評価は事業担当課長等、2次評価は2次評価委員会によって行われます。

容